

1 日未満で完了する作業の積算に関する特記仕様書

平成 29 年 7 月 1 日 制定
令和 8 年 4 月 1 日 改定
(道路・交通政策局)

- (1) 「1 日未満で完了する作業の積算」(以下、「1 日未満積算基準」と言う。)は、土木工事標準積算基準書によるものとする。
- (2) 1 日未満積算基準は、変更積算のみに適用する。
- (3) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1 日未満積算基準の適用について協議を行うことができるものとする。
- (4) 同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せて 1 日作業となる場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (5) 受注者は、協議に当って、1 日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料(日報、実際の費用がわかる資料等)を監督職員に提出すること。実際の費用がわかる資料(見積書、契約書、請求書等)により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1 日未満積算基準は適用しない。
- (6) 管内一円工事、災害復旧工事等で人工精算する場合、「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等、1 日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1 日未満積算基準を適用しない。
- (7) 施工箇所が点在する工事は、当該発注工事の総数量で判断する。ただし、現場条件等※により、これによりがたい場合は協議するものとする。

※ 現場条件等とは、管内一円工事や工事箇所が 1 km を超えて点在する工事などのことをいう。